

レセオンライン  
 改正省令

## レセコン使用＝紙レセ請求は当面存続

### レセコンの新規導入やバージョンアップは慎重に

厚労省が出した新しい省令の要点は下記のとおりです。

- ①レセコンをすでに導入している医院には紙レセで請求できる猶予期間が設けられました（2015年3月まで）。
- ②11月26日以降にレセコンを新規入手した場合、2011年4月分の請求から電子媒体またはオンラインでの請求が義務付けられました。
- ③現在、手書きでレセプトを請求している医療機関や全ての従事歯科医が2011年3月31日現在で65歳以上であれば、紙レセでの請求を続けられます。ただし、免除申請が必要です。

また、改正省令に関する通知には多くの疑義があり、照会中です。確かな情報が得られ次第、協会紙はじめあらゆる機会を通じてお知らせします。現時点ではレセコンの新規導入は、十分な考慮が必要です。お困りのときは、お気軽に協会までご相談下さい。

図：歯科診療所におけるレセプト請求方法の変更

2011.5.10請求時点

全従事歯科医が65歳以上(1946年4月2日以前生まれ)		免除届出書 2010.12.31まで	⇒紙レセ可
65歳未満	レセコンなし(手書き)		
	レセコン(紙レセで請求中)	2009.11.25以前に取得 購入後5年または保守管理契約中 リース中(再リース含む)	猶予届出書 2010.12.31まで ⇒紙レセ可(最長2015.3.31まで)
		2009.11.26以後に取得 購入またはリース	猶予届不可 ⇒電子媒体またはオンライン請求に限る
レセコン(電子媒体またはオンラインで請求中)			

#### ● 協会の立場

協会は、①患者情報の漏えいの危険性②医師の裁量権を奪う③医療費抑制に悪用一などの理由からオンライン請求そのものに強く反対しています。その前段階である電子請求についても慎重な取り扱いを政府・与党に求め、運動を続けていきます。

2009年12月2日 政策部長 小澤 力